

法科大学院派遣法に係る政令について

- 1 裁判官が法科大学院において教授等の業務を行った場合における法科大学院設置者の国庫納付金について
 - ・国庫納付金の金額
「その教授等の業務の対償に相当するものとして政令で定める金額」(法科大学院派遣法第6条第2項)
(注)国庫納付金の金額 = 基準額 × 裁判官が法科大学院において教授等の業務を行った日数 によって算定する。
 - ・国庫納付金の納付の手續(法科大学院派遣法第6条第3項)
- 2 検察官その他の一般職の国家公務員(検察官等)が法科大学院に派遣された場合における社会保険関係法の特例等について
 - (1) 国家公務員共済組合法(国共済法)の特例
 - ・国共済法の規定が適用される場合における法科大学院設置者及び国の負担金
法科大学院設置者及び国が国共済法第99条第2項の規定により負担すべき金額等(法科大学院派遣法第8条第3項及び第14条第5項)
 - (2) 地方公務員等共済組合法(地共済法)の特例
 - ・地共済法の規定が適用される場合における地方公共団体及び国の負担金
地方公共団体及び国が地共済法第113条第2項の規定により負担すべき金額等(法科大学院派遣法第15条第2項)
 - (3) 私立学校教職員共済法(私学共済法)の特例
 - ・私学共済法の規定が適用される場合における学校法人等及び国が負担すべき掛金
学校法人等及び国が私学共済法第28条第1項の規定により負担すべき掛金の額等(法科大学院派遣法第16条第3項)
 - (4) その他社会保険関係法の適用関係の調整等(法科大学院派遣法第21条)
 - ・検察官等が2以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された場合等における社会保険関係法の適用関係の調整等